

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

<b>工事名</b>	鹿沼公共職業安定所（２２）機械設備改修その他工事	
<b>工事種別</b>	暖冷房衛生設備工事	
<b>工事場所(都県)</b>	栃木県	
<b>工事場所(市区町村)</b>	鹿沼市睦町２８７－２０	
<b>工事概要</b>	敷地面積 865m <sup>2</sup> 1. 建物 1) 庁舎 構造：鉄筋コンクリート造地上2階 建築面積：約200m <sup>2</sup> 延べ面積：約500m <sup>2</sup> 用途：庁舎 工事内容：空気調和設備改修、換気設備改修、自動制御設備改修、給水設備改修、電気設備改修、建築改修	
<b>担当事務所</b>	宇都宮宮繕事務所	
<b>公告日／期限日／開札日</b>	R4.6.3 / R4.6.13 / R4.7.8	
<b>工 期</b>	工事の始期から212日間（R4.8.1（工事着手期限））	
<b>入札契約方式／落札方式</b>	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
<b>競争参加資格要件の概要</b>	<b>等級（ランク）</b>	暖冷房衛生設備工事 B又はC等級
	<b>本店・支店・営業所の所在地</b>	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	<b>企業の施工実績等</b>	<p>平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の新設又は改設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>（ア） 工事種目 空気調和設備（機器及び配管・ダクト等の施工を含む。）          ただし、JIS C 9612ルームエアコンディショナを除く。          ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>上記（ア）の実績が大臣官房官庁宮繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p>

		<p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。          なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の          資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。          また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1）主任技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。          監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2）1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の新設又は改設の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）          なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。          （ア） 企業の施工実績等（ア）と同じ          ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。          また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。          当該経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。          経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。          なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>3）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。―</p>

## 「鹿沼公共職業安定所(22)機械設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 【工事の概要】

本工事は、鹿沼公共職業安定所（栃木県鹿沼市睦町287-20）において、主に空調設備の経年劣化により改修を行うものです。

#### (1) 主な工事内容

- ・ 空調設備：既設機器を撤去し、コンパクト形空調機（直膨形）及び配管、ダクト類の新設を行う。
- ・ 換気設備：送風機及びダクトの更新を行う。
- ・ 給水設備：小型給水ポンプの新設及び配管の更新を行う。
- ・ 自動制御設備：空調設備改修に伴う制御の更新を行う。
- ・ 電気設備：空調設備改修に伴う電灯及び電力設備の改修を行う。
- ・ 建築工事：空調設備改修に伴う設備基礎の改修を行う。

#### (2) 施工時期、施工条件

- ・ 施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書（現場及び技術に関する事項）の当該項目を参照。
- ・ 仮設養生については、仮設設備等計画図（参考図）参照（K-01 図）。

### 【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・ 法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・ 発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

#### (3) 施工条件等の円滑な協議

- ・ 契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。  
（請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です）

#### (4) 工事関係図書等の効率化

- ・ 本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gi\\_jyutu/eizen\\_gi\\_jyutu00000018.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gi_jyutu/eizen_gi_jyutu00000018.html)

#### (5) 週休2日促進工事の適用

- ・ 本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

#### (6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・ 本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- ・ 工事の始期を令和4年8月1日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。

#### (7) 工期に応じた共通費の算定

- ・ 予定価格の算出にあたり、鹿沼公共職業安定所の共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。